

我孫子市立湖北小学校 いじめ防止基本方針

令和8年8月 改定

1 目的

これは、人権尊重の理念に基づき、我孫子市立湖北小学校の全ての児童が安心・安全で、充実した学校生活を送ることができるよう作成するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法 第2条》

3 いじめ防止に向けての基本的な理念

いじめは、どの児童にも起こりうるものである。また、学校外でも起こりうるものである。しかし、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。いじめ防止の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要である。また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする必要がある。したがって、いじめに関する問題については、その対処はもちろんのこと、いじめの行為が起きないこと、起こさせないことが重要である。

本校では、「未然防止」「早期発見」「組織的な対応」という3つの視点から、取り組みを行う。

4 未然防止について

- ・「いじめは許されない」という共通認識(4月の『いじめ防止啓発強化月間』と関連付け、年度初めにしっかりと確認をする)
- ・全教職員による日々の児童の観察、見守り、情報共有
- ・「湖北小のきまり」の作成、共有(基本ルールの統一)
- ・道徳の学習を中心とした心の教育の充実
- ・分かる授業づくり(充実感、自尊感情の向上)
- ・情報モラル教育
- ・授業、行事、青空学級(異学年交流)を通じてコミュニケーション力の育成
- ・学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり(自己存在感の感受)
- ・WebQ-U 検査を活用した学級経営見直し
- ・教職員のいじめに関する研修(過去事例・対応法など)
- ・保護者への学校の取り組みの周知(学校 HP へ本校方針を記載)

5 早期発見について

- ・全教職員による日々の児童の観察、見守り、情報共有
- ・教育相談期間(年2回)
- ・我孫子市いじめアンケート(年2回)
- ・WebQ-U 検査(年2回)
- ・校内相談体制の充実(養護、心の相談教室、みなちがルーム、スクールカウンセラーなど)
※担任以外でも相談できる体制づくり
- ・校外相談先の案内(子ども SOS ダイアル、子どもの人権110番、我孫子市児童生徒からの悩み相談ホットライン)
- ・教員の生徒指導部会による組織的な情報共有

6 組織的な対応について

【いじめ防止対策委員会の設置】

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主任、該当学年担任を中心として構成する
※必要に応じて更に生徒指導部会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員と連携する
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした指導、対応
※一人の教員で抱え込まず、情報共有、役割分担をしながら対応にあたる

【聞き取りについて】

- ・速やかに事実確認を行う
- ・密室で、児童と教員二人きりでの聞き取りは行わない
- ・日時、場所、加害児童、加害内容等、時系列を明らかにして聞き取る
- ・関係者が複数いる場合は、口裏合わせ等できないように、「同日・別室・同時」に聞き取りを行う
- ・客観性を確保するために、第三者からも情報を得られるようにする
- ・問題が解決するまで、聞き取った情報を資料として確実に残しておく

【対応について】

- ・いじめは絶対に許されない行為として毅然とした態度で指導にあたる
- ・被害児童に寄り添い、しっかりと守る
- ・被害児童保護者、加害児童保護者の双方に説明をする
- ・指導後も、いじめが継続していないか観察、確認を行う
- ・必要に応じて、スクールロイヤーに助言を受ける
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会や所轄警察署等と連携して対処する

7 重大事態への対処

【重大事態とは】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

上記が認められた場合は、速やかに、次の対処を行う。

- ・校長が速やかに市教育委員会に報告する
- ・市教育委員会と連携し、当該事案に対処する組織を設置する

8 いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- ・本校のいじめ防止基本方針をホームページで公表し、入学時及び年度初めなど、様々な機会を活用し、児童、保護者、関係機関などに説明する
- ・年度毎にいじめに関する調査(アンケート、教育相談など)を行い、これに基づいた対応をとる
- ・年度毎にいじめ問題に関する取り組みや対応結果について、学校評価の項目として設定し、保護者が評価できるようにする
- ・学校いじめ防止基本方針は、上記の調査などを行い、その都度見直しを行っていく

● いじめ防止対策年間計画

月	道徳	アンケート	教育相談等	特別活動	行事	その他
4 月	節度ある生活態度			1 年生を迎える会 学級開き いじめ防止啓発強化月間		学級懇談会 家庭確認期間
5 月	正直誠実、明朗			青空学級 地区活動	運動会	
6 月	規則の尊重	市いじめアンケート WebQ-U 検査	教育相談週間	青空学級	ふれあいサロンとの交流(3年) 林間学校	
7 月	生命の尊重					個人面談
9 月	公德心				修学旅行	
10 月	正直誠実、明朗					
11 月	信頼・友情	市いじめアンケート WebQ-U 検査	教育相談週間	青空学級	音楽発表会	こほくフェスティバル
12 月	社会への奉仕				幼保小交流 ふれあいサロンとの交流(3年)	
1 月	思いやり・親切			地区活動 命・心・体の学習	幼保小交流	
2 月	公德心、規則の尊重			6年生を送る会	持久走記録会	学級懇談会
3 月	節度ある生活態度				卒業式	

いじめ発見報告書

	確認項目	具体的な事実
1	発生日時 (確認日時)	令和 年 月 日 ()
2	発生場所 (確認場所)	
3	被害児童	年 組 氏名 (男・女) 【児童の思いや発言】
4	加害児童	年 組 氏名 (男・女) (集団の場合は、連記) 【児童の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り等)	【きっかけ・具体的な状況・継続の有無やその長さ など】 (周辺児童からの情報)
6	情報受信者	

(※上記と同様項目の聞き取りができれば、この用紙の限りではない。)